



平成28年4月28日

各位

会社名 東京電力ホールディングス株式会社

代表者名 代表執行役社長 廣瀬 直己

(コード番号 9501 東証第1部)

問合せ先 経理室連結統括グループマネージャー 花野 真行

(TEL 03 - 6373 - 1111)

## 特別損益の計上及び前期実績との差異に関するお知らせ

平成28年3月期(平成27年4月1日～平成28年3月31日)の特別損益の計上及び前期実績(平成27年3月期)との差異につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特別損益の計上

##### (1) 特別利益の計上

###### ①原賠・廃炉等支援機構資金交付金

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という)の規定に基づく資金援助の額の変更を申請し、原賠・廃炉等支援機構資金交付金を6,997億円計上いたします。(第3四半期連結累計期間の計上額は4,267億円)

###### ②退職給付制度改定益

高齢者雇用制度の見直し等に伴い、退職給付制度改定益を610億円計上いたします。(第3四半期連結累計期間の計上額は610億円)

###### ③持分変動利益

中部電力株式会社と平成27年2月9日に締結した包括的アライアンスに関する合弁契約に基づき、燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業を平成27年10月1日に株式会社JERAへ承継させたことに伴い、持分変動利益を122億円計上いたします。(第3四半期連結累計期間の計上額も同額)

##### (2) 特別損失の計上

###### ①原子力損害賠償費

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく賠償見積額7兆6,585億円から、「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(昭和36年6月17日法律第148号)の規定による補償金の受入額1,889億円及び除染求償関連資金交付金(機構法に規定する資金交付金のうち除染費用等に係る部分)1兆1,124億円を控除した6兆3,571億円と、前連結会計年度の見積額との差額6,786億円を原子力損害賠償費として計上いたします。(第3四半期連結累計期間の計上額は5,504億円)

###### ②減損損失

電力小売全面自由化による競争激化や、ホールディングカンパニー制への移行を踏まえた事業計画の見直しと、これに基づく分社後のグループ会社間の取引条件等を踏まえ、「固定資産の減損に係る会計基準」等に基づき、各資産グループの収益性を評価した結果、将来の投資回収が見込めないと判断した固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失2,333億円を特別損失に計上いたします。

2. 通期業績の前期業績との差異について

(1) 平成28年3月期 通期連結業績の前期業績との差異 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益	1株当たり 当期純利益
前期実績 (A)	百万円 6,802,464	百万円 316,534	百万円 208,015	百万円 451,552	円銭 281.80
実績 (B)	6,069,928	372,231	325,938	140,783	87.86
増減額 (B-A)	△732,536	55,696	117,923	△310,768	
増減率 (%)	△10.8	17.6	56.7	△68.8	

(2) 平成28年3月期 通期個別業績の前期業績との差異 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前期実績 (A)	百万円 6,633,706	百万円 278,910	百万円 167,362	百万円 427,013	円銭 266.23
実績 (B)	5,896,978	340,744	327,503	143,637	89.55
増減額 (B-A)	△736,727	61,834	160,140	△283,376	
増減率 (%)	△11.1	22.2	95.7	△66.4	

(3) 差異の理由

連結及び個別ともに、売上高は燃料費調整制度の影響などにより電気料収入単価が低下したことなどから、前期実績を下回ったものの、営業利益及び経常利益は、原油安等の影響で燃料費が大幅に減少したことに加え、全社を挙げてコスト削減に努めたことなどから、前期実績を上回りました。また、「1.」に記載した特別損益の計上等により、当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）は前期実績を大幅に下回りました。

以上

特別利益の内訳（連結）

内 訳	金額
○原賠・廃炉等支援機構資金交付金	6,997億円
○退職給付制度改定益	610億円
○持分変動利益	122億円
合 計	7,730億円

特別損失の内訳（連結）

内 訳	金額
○原子力損害賠償費	6,786億円
○減損損失	2,333億円
合 計	9,119億円

原賠・廃炉等支援機構資金交付金と原子力損害賠償費の状況

	平成28年3月18日 申請時点の累計額	平成27年3月26日 申請時点の累計額	平成28年3月期
原賠・廃炉等支援 機構資金交付金	(A) 6兆 3,571億円	(B) 5兆 6,573億円	(A)-(B) 6,997億円

	平成28年3月期末 の累計額	平成27年3月期末 の累計額	平成28年3月期
原子力損害賠償費	(C) 6兆 3,571億円	(D) 5兆 6,784億円	(C)-(D) 6,786億円

原賠・廃炉等支援機構資金交付金 (平成28年3月期末時点の未申請額)	(C)-(A) —
---------------------------------------	--------------

## ＜別紙＞

「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果について（平成25年10月16日：会計検査院報告）」において、当社に対し、「原子力損害賠償支援機構資金交付金（現：原賠・廃炉等支援機構資金交付金）について、資金交付に係る資金援助の申込みをもって収益を認識し、計上することとする会計方針が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、また、機構法が資金援助の申込みから決定までの手続を定めている趣旨とも整合するとしていることについて十分な説明を行う」との所見が示されております。

そのため、当社はこれを真摯に受け止め、平成24年3月期第2四半期決算時から継続して踏襲している資金援助に係る収益認識の考え方等について、ご理解を深めていただくため、以下の通りご説明致します。

### 【平成28年3月期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）】

#### 1. 資金援助に係る収益認識の考え方について

東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害については、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助を受け、被害を受けられた皆さまに賠償することとしているが、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく賠償見積額が増加したことから、平成28年3月18日、同日時点の額に資金援助の額を変更する申請を行い、同年3月31日、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）から資金援助の決定を受けた。

申請にあたっては、資金援助の内容や額について、機構と調整していることや、機構法の趣旨などを勘案すれば、申請を行った時点で、原賠・廃炉等支援機構資金交付金を受け取る起因が発生しており、実質的に収益が実現していることから、申請日の属する期において原賠・廃炉等支援機構資金交付金として6,997億円を計上している。

#### 2. 原賠・廃炉等支援機構資金交付金及び原子力損害賠償費について

原賠・廃炉等支援機構資金交付金6,997億円は、原子力損害賠償紛争審査会で決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等に基づく平成28年3月18日時点の賠償見積額7兆6,585億円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年6月17日法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額1,889億円及び除染求償関連資金交付金（機構法に規定する資金交付金のうち除染費用等に係る部分）1兆1,124億円を控除した6兆3,571億円と、平成27年3月26日時点の賠償見積額6兆1,252億円から補償金の受入額1,889億円及び除染求償関連資金交付金2,789億円を控除した5兆6,573億円の差額である。

なお、原子力損害賠償費6,786億円は、当年度末時点の賠償見積額7兆6,585億円から補償金の受入額1,889億円及び除染求償関連資金交付金1兆1,124億円を控除した6兆3,571億円と、前年度末時点の賠償見積額6兆1,463億円から補償金の受入額1,889億円及び除染求償関連資金交付金2,789億円を控除した5兆6,784億円の差額である。

以上